

特定・障害児相談支援について (人員・報酬)

令和7年度相談支援事業所に係る説明会（集団指導）

高崎市障害福祉課 R6.5作成

R7.5追記

1 人員基準について（1）

従業者	要件
管理者	1名（専従） ※業務に支障がない場合は、他の業務と兼務が可能 ※特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所の業務を兼務する場合については、支障がない場合として認めるものとする。
相談支援専門員	1名以上（専従） ※業務に支障がない場合は、他の業務と兼務が可能 例）相談支援事業所の業務に支障がない場合は、当該事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができる。 ※特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所又は自立生活援助事業所の業務を兼務する場合については、支障がない場合として認めるものとする。

人員基準について（２）

➤相談支援専門員の員数について

相談支援専門員の員数の配置は、対象障害者等の数が３５件に対して１人を標準とし、その端数を増すごとに増員することが望ましい。

※指定特定相談支援事業者が、指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、両事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している両事業の支援対象障害者等の数の合計数

※対象障害者等の数は前６か月の平均値で算出する。ただし、新規に指定を受ける場合は推定数とする。

人員基準について（３）

➤兼務に係る留意事項（モニタリング等）

モニタリング及び支給決定の更新や変更に係るサービス利用支援（「モニタリング等」という。）においては、

- ① 障害福祉サービス事業所等との中立性の確保
- ② 障害福祉サービス事業所等と異なる視点での検討を行う

という観点から、障害福祉サービス事業所等の業務と兼務する相談支援専門員は、当該障害福祉サービス事業所等の利用者のモニタリング等を行わないこととする。

例）相談支援専門員が生活介護事業所の業務を兼務する場合

相談支援専門員 （生活介護兼務）	
生活介護の利用者の 当初計画作成	○
生活介護の利用者の モニタリング等	×

人員基準について（４）

➤現任研修等の受講に係る留意事項

相談支援専門員については、相談支援従事者初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、５年度ごとの各年度の末日までに１回以上、相談支援従事者現任研修または主任相談支援専門員研修を修了する必要がある。

（例）

H26年度～H30年度に現任研修等修了（１回目）が必要

R1年度～R5年度に現任研修等修了（２回目）が必要

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
例1	初任者 研修修了	1年目	2年目	3年目	4年目	現任研修 修了	6年目	7年目	8年目	9年目	現任研修 修了	11年目
例2	初任者 研修修了	1年目	2年目	現任研修 修了	4年目	5年目	6年目	現任研修 修了	8年目	9年目	10年目	11年目

※R6年度以降も
同様

人員基準について（５）

➤ 令和６年度基準省令改正における主な改正内容（人員基準）

・ 相談支援員の創設

【相談支援員の主要要件】

- ・ 専従の社会福祉士又は精神保健福祉士

【事業所の主要要件】

- ・ 機能強化型の基本報酬を算定していること
- ・ 主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されていること

【相談支援員が行える主な業務】

- ・ サービス等利用計画の原案の作成
- ・ モニタリング

・ R6年度基準省令の改正について（人員基準）

（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）改定事項の概要

（令和6年4月1日 こども家庭庁支援局障害児支援課作成）より抜粋）

②相談支援に従事する人材の確保（相談支援員の創設）〔障害児相談支援〕※児者共通

- 機能強化型の基本報酬を算定している指定障害児相談支援事業所であって、かつ、主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合には、常勤専従の社会福祉士又は精神保健福祉士である者を新たに「相談支援員」として位置づけて、障害児支援利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を行うことができるよう指定基準を見直す。

運 営 基 準

※児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）

【新設】

- 指定障害児相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、指定障害児相談支援事業所に相談支援員（専ら当該指定障害児相談支援事業所の職務に従事する者であって社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。以下同じ。）を置くことができる。この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、当該相談支援員を、指定地域相談支援若しくは指定計画相談支援の事業を行う事業所又は指定自立生活援助の事業を行う事業所の職務に従事させることができるものとする。（第3条第4項・新設）
- ・当該指定障害児相談支援事業所が機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）～（Ⅳ）の算定基準に適合していること（機能強化型のいずれかの基本報酬を算定していること）
 - ・当該指定障害児相談支援事業所の主任相談支援専門員により相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること
- 相談支援員を置く場合、第11条（身分を証する書類の携行）、第15条第1項第1号（管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させる）、第2項第1号から第8号まで（指定障害児支援利用援助の方針（計画案の作成・交付まで）及び第3項（指定障害児支援利用継続援助の方針）、第15条の2（テレビ電話装置等の活用）、第18条（管理者の責務）、第20条第1項から第3項まで（勤務体制の確保等）、第23条第1項（掲示等）、第26条第1項・第2項（事業者等からの利益收受等の禁止）の規定について、「相談支援専門員」を「相談支援専門員又は相談支援員」と読み替え。（第3条第5項・新設）

ポ イ ン ト

- 指定障害児相談支援事業者は、①機能強化型障害児支援利用援助費の算定要件を満たしていること、②当該事業所に配置される主任相談支援専門員により、相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること（※）のいずれも満たす場合に、「相談支援員」を置くことができる。

※①利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催、②全ての相談支援員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の継続的な実施、③全ての相談支援員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導・助言のいずれも満たす体制

- 相談支援員は、常勤専従で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが必要

- 相談支援員は、障害児支援利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を行うことが可能（サービス担当者会議の開催、それを踏まえた計画作成は不可）

- 原則専従を求めるが、一体的に管理運営される指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター、障害者相談支援事業の業務については兼務可（基幹相談支援センター、障害者相談支援事業は委託する市町村が認める場合に限る）

2 報酬について（１）

➤計画相談支援・障害児相談支援における報酬体系

【基本報酬】

- ・サービス利用支援費・障害児支援利用援助費（計画作成費）
- ・継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用支援費（モニタリング費）

【加算】

- ・体制加算（行動障害、要医療児者、精神障害者支援体制加算等）
- ・その他の加算（初回加算、サービス提供時モニタリング加算、集中支援加算等）

報酬について（２）

➤ 報酬に係る実地指導での主な指摘事項①

利用者から同意が得られていない計画案の段階で請求を行っていた。



計画相談支援給付費等が発生するのは、市町村から障害福祉サービス等の支給決定を受けた後に、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画（又は継続障害児支援利用計画）を作成し、利用者から文書により同意を得た時点であるため、計画案段階で給付費の請求はできない。

報酬について（３）

➤ 報酬に係る実地指導での主な指摘事項②

継続サービス利用支援費（又は継続障害児支援利用援助費）で請求するところ、サービス利用支援費（又は障害児支援利用援助費）で請求していた。



継続サービス利用支援費（又は継続障害児支援利用援助費）はモニタリングのみ、サービス利用支援費（又は障害児支援利用援助費）は、計画作成やそれに付随するモニタリングを行った場合に算定する。

報酬について（４）

➤ 報酬に係る実地指導での主な指摘事項③

計画更新時の計画作成月において、サービス利用支援費（いわゆる計画作成費）のみ請求するところ、更新月の前月に前倒しで行ったモニタリングについても、継続サービス利用支援費（いわゆるモニタリング費）として別に算定していた。



モニタリングを行った結果、サービス等利用計画（又は継続障害児支援利用計画）を作成するという一連の流れで行っている場合は、計画作成時のアセスメントのプロセスをモニタリングで行えているため、モニタリングとサービス等利用計画（又は継続障害児支援利用計画）の作成の時期が月をまたいだ場合も計画作成費のみを算定する。

報酬について（５）

➤ 令和６年度報酬改定における主な改定内容

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実

＜基本報酬の見直し＞

- 地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価
＜主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）300単位/月・（Ⅱ）100単位/月＞
- 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充
＜医療・保育・教育機関等連携加算150～300単位/月 等＞